

郡上市空家等対策庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 市内の空家等について、特定空家の解消又は特定空家にしないための対策、利活用可能な空家等を有効活用した移住・定住促進及び起業への支援等を総合的に検討するため、郡上市空家等対策庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策に係る各種情報の共有に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に基づく空家等対策計画の策定に関すること。
- (3) 空家等対策計画に基づく各種施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等に関し必要と認める事項

(構成等)

第4条 会議は、別表の委員をもって構成する。

2 会長は、総務部長をもって充て、副会長は、市長公室長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議を統括し、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年 8 月17日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	総務部長 市長公室長 市長公室企画課地域振興担当課長 総務部総務課長 総務部税務課長 商工観光部商工課長 商工観光部参与 建設部都市住宅課長 環境水道部環境課長 環境水道部水道総務課長 大和振興事務所振興課長
----	--

	白鳥振興事務所振興課長 高鷺振興事務所振興課長 美並振興事務所振興課長 明宝振興事務所振興課長 和良振興事務所振興課長 消防本部予防課長
--	---